

平成25年度

中期財政見通し

福知山市

1 目的

財政シミュレーションは、これまでの決算額等をもとに一定の条件を想定して普通会計の歳入、歳出及び基金残高、公債費残高がどのように推移していくかを推計し、中長期視点に立った計画的財政運営を進めるために策定するものである。

2 期間

平成26年度から平成35年度まで(10年間)

3 算定基礎

〔全般的事項〕

- ・ 地方財政状況調査(決算統計)に準じた普通会計ベースとした。
- ・ 平成24年度は実績額を反映、平成25年度は9月補正予算後現計予算額に年度内追加計上する補正予定額の一部(以下「予算額」という)、平成26年度以降は平成25年度予算または24年度決算額を基準に特殊事情を考慮するとともに単純に一定の増減を想定して試算した。
- ・ 平成25年度は昨年度からの繰越事業費を含めている。
- ・ 地方財政諸制度は現行のままの条件で推計した。消費税の増税については地方への配分方法や社会保障関係経費への活用方法が具体的に示されていないため、その影響は織り込まないこととした。

〔個別事項〕

- ・ 第三セクター等改革推進債29億9,620万円の償還を織り込んだ(年利率0.334%、償還期間10年、ただし当初8年間は毎年度2億円ずつ繰上償還)。
- ・ 第三セクター等改革推進債償還基金、合併算定替減対策基金を活用した財政運営を推計に織り込んだ。
- ・ 平成25年度に新設した「地域の元気臨時交付金基金」の積み立てと平成26年度の全額取崩しを含めた。
- ・ 平成24年度の法改正を受け、それまで平成27年度までに限るとされていた合併特例事業、過疎対策事業の実施期間を平成32年まで延長して事業費を盛り込んだ。
- ・ 平成25年度9月発生災害は見込んでいない。

〔歳入項目〕

◎ 地方税

- ・ 平成24年度は決算額により、平成25年度は予算額、平成26年度以降は、平成24年度見込みから一定の伸率を考慮して設定した。

(個人市民税)

- ・ 平成25年度決算見込額は、7月末時点の調定額から収納率を勘案し、3,373,136千円とした。平成26年度以降は、所得割については、景気動向は回復傾向にあるものの、人

口減少や高齢化の影響により、横ばいとした。ただし、平成26～35年度までは均等割額に500円を加算した。

(法人市民税)

- ・平成25年度は、4月以降の実績に基づき調定額で昨年度比3.11%の増とした。平成26年度以降については、国内外の経済動向から大幅な増減は考えられないため、前年比0.08%増を見込んだ。

(固定資産税)

〈土地〉

- ・平成26年度は地価の下落の影響と負担水準を考慮し(住宅用地の課税標準額の特例制度の見直し:現行90%据置を26年度据置廃止)25年度決算見込み額を据え置いた。以降の評価替えの平成27,30,33年度は対前年 $\Delta 5\%$ とし、評価替えのない年度は据え置きとした。

〈家屋〉

- ・平成26年度は、25年度決算見込みに新增築分を加え、対前年度1.5%増を見込んだ。以降評価替えの平成27,30,33年度は過去の減少実績を見込み $\Delta 5\%$ とし、評価替えのない年度はそれぞれ新築分を見込み、対前年度1.5%増を見込んだ。

〈償却資産・国有資産等市町村交付金〉

- ・平成25年度以降は景気の動向、企業の転出により大きく変化するが、現段階において断定できる要因が確定できないことから、過去、近年の決算状況から毎年度 $\Delta 1.0\%$ としている。

(都市計画税)

- ・固定資産の土地及び家屋に課税。固定資産税の同様、土地は26年度は据え置き、以降の評価替えの平成27,30,33年度は $\Delta 5\%$ とした。また、家屋は評価替えの平成27、30、33年度は対前年 $\Delta 5\%$ とし、評価替えのない年度はそれぞれ新築分を見込み、対前年度1.5%増を見込んだ。

・

(軽自動車税)

- ・軽四自家用車の伸びは依然好調であるが調定台数の伸び率が鈍化していること、また人口の減少が継続していることから、平成27年度課税を上限とし、平成28年度以降は微減とした。

(入湯税)

- ・平成26年度以降は横ばいとした。

(市町村たばこ税)

- ・ 旧三級品以外申告本数の平成 25 年度見込みを前年比△1.2%と見込んでおり、喫煙低下が続いていると予測されることから、申告本数を平成 25 年度以降△3.0%とした。ただし、平成 25 年度以降の市町村たばこ税率が改正されたことから、平成 25 年度決算見込は 4 月～8 月の実績に基づき増とした。

◎ 地方譲与税・交付金

- ・ 地方譲与税・交付金は平成 25 年度予算と同額で据え置いた。

◎ 地方交付税

- ・ 平成 25 年度は算定結果を反映し、平成 26 年度以降は平成 25 年度普通交付税算定等を基礎に推計した。平成 25 年度の公務員給与削減要請に基づく削減額 2 億 4,700 万円は平成 26 年度には復元されると見込んだが、他方で国の概算要望を参照し、対 25 年度比削減率 1.8%を平成 26 年度推計で考慮した。平成 27 年度以降の地財計画の伸びは見込んでいない。

<普通交付税>

(基準財政収入額)

- ・ 市税収入の増減を反映した。

(基準財政需要額)

- ・ 平成 26 年度以降、個別算定項目で社会保障費の伸びを年間 2,700 万円ずつ増として見込んだ。
- ・ 平成 24 年度統合新設された費目「地域経済・雇用対策費」を 4 億 1,900 万円で見込んだ。
- ・ 合併特例債、減収補てん債、臨時財政対策債、社会保障費、税収影響額以外の算定項目は包括的に取扱うこととし、H26年度以降は平成 25 度と同額として算出した。
- ・ 合併特例債、過疎債、臨時財政対策債、減税補てん債の償還額の増減を反映した。
- ・ 平成 28 年度以降合併算定替による加算額の縮減を見込み、平成 33 年度からの一本算定となるまでの影響額を平成 25 年度算定ベースで 19.5 億円(実質的な交付税の 16.6%)として見込んだ。
- ・ 特別交付税制度の見直しにより普通交付税への振替分を平成 26 年度に 2 億 2,500 万円、平成 27 年度以降 4 億 5,000 万円として見込んだ。

<特別交付税>

- ・ 平成 25 年度見込額を基礎に、3セク債発行による特別交付税措置分として、利息分の 2 分の 1 相当額を加算して見込んだ。
- ・ 普通交付税への振替減額分を平成 26 年度に 2 億 2,500 万円、平成 27 年度以降 4 億 5,000 万円として見込んだ。

◎ 分担金・負担金、寄付金

- ・ 特殊事情を除き平成 25 年度と同額とした。

◎ 使用料及び手数料

- ・ 平成 25 年度予算額を基本として、平成 26 年度からの増加要因として(仮称)市民交流プラザふくちやまの使用料収入を見込んだ

◎ 国・府支出金

- ・ 普通建設事業費、人件費、物件費、補助費等支出金は、過去の実績率を参考に算出した。

◎ 財産収入

- ・ 普通財産の処分・賃貸料等を計上した。
- ・ 福知山市土地開発公社から継承した土地および、普通財産にかかる売却収入と定期借地等賃貸料を推計し、平成 31 年度まで優先的に第三セクター等改革推進債償還基金に積立て、毎年度 2 億円ずつ取り崩して繰上償還する財源に充てた。

◎ 繰入金

- ・ 保留地単価の平成 23 年度一部改定、平成 24 年度全面改定により新たに収支不足となる石原土地区画整理事業特別会計の赤字補填繰出のため、鉄道網整備事業及び関連都市計画事業基金から平成 25～26 年度までに総額 2 億 3,800 万円の繰入を見込んだ。
- ・ 同様に平成 25 年度に保留地単価の全面改訂を行った駅周辺土地区画整理事業特別会計へは平成 25～26 年度で1億 6,600 万円の繰入れを同基金から見込んだ。

◎ 諸収入

- ・ 通常分のほか、平成 24～29 年度は特殊事情として病院事業からの貸付金元利収入 1 億円を見込んだ。この収入は年度内に減債基金に積み立てることとして算定した。

◎ 地方債

- ・ 通常事業については、実績を参考に積算した。
- ・ 合併特例債については、平成 32 年度までの標準全体事業費 257.4 億円のうち 225.2 億円分を対象事業として想定した(法改正で平成 32 年度まで発行可能となった)。

	事業費	借入額
新市建設計画重点事業(新規分)	118 億 5,600 万円	98 億 9,600 万円
通常事業からの振替事業	106 億 6,800 万円	89 億 7,800 万円
合併特例基金設置事業	26 億 6,000 万円	25 億 2,700 万円

※ 合併特例基金分を含めての借入額は 214 億 10 万円とした。

- ・ 法改正により平成 28～32 年度まで発行可能となった過疎対策事業債の 5 年間での発行額を 12 億円と見込んだ。
- ・ 平成 24 年度末に発行した第三セクター等改革推進債 29 億 9,620 万円の元利償還金を平成 25～31 年度まで毎年 2 億円ずつ繰上償還するとして見込んだ。
- ・ 平成 26 年度以降の臨時財政対策債の発行額は平成 25 年度発行予定額とし、平成 28 年度以降の一本算定移行による減額率を考慮して見込んだ。

〔歳出項目〕

* 平成 24 年度は実績額を反映、25 年度は予算額、26 年度以降は推計数値とした。

◎ 人件費

- ・ 退職手当は、一般職で 1 人当たり 2,130 万円、1 年あたり 30 人の退職者数(平成 30～32 年度は 26 人、平成 33 年度以降は 24 人)を積算基礎とし、特別職は任期ごとの支出として積算した。
- ・ 年金との接続にかかる再雇用職員の人件費については、前年度の定年退職者の見込みから適用者を 3 割として見込んだ。

◎ 物件費

- ・ 平成 24 年度決算額を基礎として試算し、緊急雇用特別対策事業等の特殊要因を除き平成 26 年度以降は横ばいとした。
- ・ (仮称)市民交流プラザふくちやまの維持管理費を H26 から 8,900 万円の増として見込んだ。

◎ 維持補修費

- ・ 平成 25 年度予算額を基礎に、平成 26 年度以降は毎年 1,000 万円の増額を見込んだ。

◎ 扶助費

- ・ 平成 25 年度予算額を基礎に平成 26 年度以降は各年 1.0%の伸びを見込んで積算した。

◎ 補助費等

- ・ 平成 23 年度まで繰出金で計上していた下水道事業会計への負担金を、平成 24 年度以降は補助費等で計上し、企業会計への負担金を除いた通常分は横ばいで見込んだ。
- ・ 下水道事業会計への負担金は平成 26 年度までは 9 億 2,200 万円し、平成 27 年度は 8 億 8000 万円、平成 28、29 年度で 4000 万円減額し、さらに平成 30、31 年度で 4,000 万円減額し、平成 32 年度以降は 7 億 8,000 万円で据え置いた。

◎ 積立金

- ・ 平成 27 年度まで、地域振興基金(合併特例債)を毎年度 2 億 6,600 万円積み立てることとした。

- ・ 土地開発公社継承土地や普通財産からの貸付売却収入を第三セクター等改革推進債償還基金、鉄道網整備事業基金に積み立てることとした。
- ・ 特殊事情として 29 年度までは病院事業からの貸付金元金収入 1 億円を減債基金に積み立てることとした。

◎ 公債費

- ・ 地方債発行額をもとに積算した。
- ・ 三セク債繰上償還を平成 25～31 年度まで毎年 2 億円として見込んだ。

◎ 繰出金

- ・ 平成 25 年度予算額を基準に平成 25 年度以降は社会保障関連繰出金の増を 1.0%として見込んだ。
- ・ 石原土地区画整理事業特別会計、福知山駅周辺土地区画整理事業特別会計に対する財政健全化及び保留地単価改定に伴う赤字補填対応繰出金として平成 25～26 年度までに 4 億 400 万円を見込んだ。

◎ 投資及び出資金・貸付金

- ・ 平成 24 年度以降、ふるさと融資貸付は実績が未定のため計上しないこととした。

◎ 投資的経費

- ・ 合併特例債事業については、新市建設計画重点事業、通常事業からの振替事業をそれぞれ見込みで試算したことに加え、法期限の延長を勘案し、通常事業からの振り替えを中心に平成 28 年度から平成 32 年度まで事業費を 17 億円計上した。
- ・ 過疎事業分についても、現事業計画に加え法改正を受けて平成 32 年度まで 12 億円の事業費を見込んだ。
- ・ 通常事業費分については平成 26 年度 34.5 億円から平成 33 年度 30 億円へと、投資的経費の総事業量を考慮し段階的に縮減することとした。

<用語解説>

地方譲与税

国税として徴収し、そのまま地方公共団体に対して譲与する税
現行の地方譲与税としては、自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税、地方道路譲与税がある。

交付金

国からの交付金で、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金がある。

地方交付税

財源の不均衡を是正し、すべての地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行うのに必要な財源が確保されるよう、一定の基準により国が地方公共団体に交付する税

地方債

市民利用施設や市営住宅、道路、公園など特定の歳出に充てるため地方自治体が年度を越えて元利を償還する借入金

臨時財政対策債

地方全体の財源不足に対処するため、特例的に発行する地方債
償還に要する費用は後年度の地方交付税算定における基準財政需要額に全額参入される。

一般財源

使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源で、市税、地方譲与税、地方交付税などをいう。

人件費

議員・嘱託職員の報酬や職員の給料など人にかかる費用

物件費

人件費、補助費等などに分類されない経費で、賃金、旅費、交際費、需用費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費など

維持補修費

道路や施設などを良好な状態に維持するために使う費用

扶助費

生活保護費、障害者自立支援給付費、保育所運営費など主に法令に基づき被扶助者に対して給付する費用

補助費等

各種団体に対する助成金や一部事務組合への負担金のほか、報償費、役務費(火災保険料等の保険料)、公課費(地方公共団体が受ける公租公課)など

公債費

過去の借入金の返済にかかる費用(一時借入金利子を含む。)

繰出金

一般会計から、国民健康保険事業などの特別会計に対して、事業費や事務費等の補助などのために支出する経費

投資的経費

市民利用施設や市営住宅、道路、公園などの整備にかかる経費

積立金

財政運営を計画的にするため、又は財源の余裕がある場合において特定の支出目的のため、年度間の財源変動に備えて積み立てる経費

投資及び出資金

財産を有利に運用するための国債などの取得、地域発展、住民利便その他公益上の必要性からの会社の株式の取得、又は会社設立等の際の出資などに要する経費

貸付金

地域住民の福祉増進や産業振興などのため、法令や条例に基づき、直接的又は金融機関等を経由して間接的に現金の貸付を行うための経費

義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、任意に節減できない極めて硬直性の強い経費で、一般的には、人件費、扶助費、公債費で構成

普通会計

総務省の地方財政決算統計上における会計区分であって、一般会計と公営事業会計以外のすべての特別会計を併せた会計区分で、福知山市の場合、一般会計、休日急患診療所費特別会計、地域情報通信ネットワーク事業特別会計の3会計

基金

特定の目的のために、維持あるいは積み立てられる資金又は財産

その目的によって、順次積み立てていくもの、定額を運用していくもの、果実(預金利子等)を運用していくものがある。

財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために設けられる基金

減債基金

地方債の償還及び地方債の適正な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に資するため設けられる基金

特定目的基金

特定の目的のために資金を積み立てたもので、文化芸術会館建設基金、地域福祉基金、ふるさと創生事業基金、淡水漁業振興基金、地域振興施設維持補修基金、過疎地域自立促進基金、企業誘致促進及び工場等操業支援基金、鉄道網整備事業基金、第三セクター等改革推進債償還基金、合併算定替減対策基金など

第三セクター等改革推進債

全国的な課題である地方公社などの処理に集中的・積極的に取り組むため、国において創設された特別の地方債。平成25年度までの期間限定の制度。償還期間は原則10年。地方公社が抱える債務の償還財源などに充てることができ、支払利息の一部については、必要に応じて特別交付税措置が講じられるなど有利な点がある。